3　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数の合計数とする。

4　障害児保育のための加配職員数は、当該市町村に所在する保育所、保育所型認定こども園において配置された保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第九十五条若しくは第九十六条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる職員を含む。以下この表において同じ。）及び幼保連携型認定こども園において配置された職員のうち、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第三十七条第二項の規定により置くこととされる保育教諭をいう。以下この表において同じ。）のうち、障害児保育に従事する者の数とする。

［新設］

型認定こども園における障害児受入人員数　園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数

(4)　特別利用保育等に係る障害児受入人員数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（平成三十年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の合計数

［新設］